

検討の進め方（第1回検討会における意見を踏まえての事務局案）

1 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会（検討会①）と犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会（検討会②）の関係について

- 検討会①と検討会②は、相互に緊密に連携して検討を進める。
- 検討会②は、現行制度で抜け落ちている部分について、余り時間をかけずに対応する必要があるという考え方の下、2年以内に結論を出す。
- 検討会①は、検討会②の結論を尊重する。
 - 検討会②の結論が検討会①の議論とも矛盾なく対応できるものであれば、検討会①の結論は、検討会②の結論を取り込んだものとなる。
 - 検討会②の結論が検討会①の議論と矛盾する可能性が出てきた場合には、検討会①において、調整の上結論を出すこととなる。

2 犯罪被害給付制度の拡充に係る検討と新たな補償制度の創設に係る検討の関係について

- (1) まず、現行制度の運用状況、問題点等を把握した上、現状において何が不足しているのか、犯罪被害者等の経済的支援として何が必要かについて検討する。
- (2) 次に、現行制度の限界の有無、拡充方法の有無、拡充内容等について検討する。
- (3) (1) 及び (2) の検討結果を踏まえ、新たな補償制度について検討する。